

学校経営のポイント

## 「公務外災害認定処分」取消しの地裁判決

若井 彌一

判決の日からやや日数が経過してしまっただが、今回は、事例としては珍しい内容であるけれども、公務災害認定の申請が、地方公務員災害補償基金山梨県支部（以下、「基金山梨県支部」と略）により、公務外災害であると認定されたのを不服として処分の取消しを求めていた訴訟で、請求が認容された最近の事例を取り上げておきたい。

### 珍しい事例だが意義深い判決

平成 18 年 3 月、山梨県の県立高等学校勤務の教諭（男性・当時 59 歳）が、24 年前に担任した元教え子（男性）により刺殺された。

被害者の妻は、公務災害の認定を書類申請したが、基金山梨県支部は、公務災害に該当していないとして公務外災害の認定を行った。これを不服として、原告は、処分の取消しを求めて裁判に訴えた。

甲府地裁は、今年 1 月 19 日、原告の請求を認め、基金山梨県支部による処分の取消しを命じた。

原告の夫であった男性教諭は、24 年前に元教え子（男性）の担任をしたが、その際、卒業式前日、その教え子を自宅に招き、卒業式に出席するように指導した。

元教え子は、精神的に不安定になっていたものとみられるが、甲府地裁は、自宅での「生徒指導を端緒に形成された妄想から本件が引き起こされた」として、24 年前の指導と刺殺されたこととの因果関係ありと判断した。

この点について、基金山梨県支部では、「元教え子が高校在学中から被害者を恨んでいたとは認められない」との判断により、公務外災害の認定をして

いたものである（平成 22 年 1 月 20 日『山梨日日新聞』による）。

### 病気の特徴を重視してゆるやかな認定

「24 年前の指導を恨んで……」などと言われても、一般的に考えれば、それはあとで思いついた理由であろう、と判断するのが穏当なようにも思われる。

ただ、甲府地裁は、元教え子が、昭和 57 年 3 月、「統合失調症」と診断されていることに着目し、事件を起こすまで精神科に通院しており、犯行時は「妄想性障害」を患っていたことを連続的にとらえて、長い時間的経過の後の犯行であるにもかかわらず、24 年前の卒業式前日の指導、卒業後に教師の勤務高校に押しかけた際の対応（ともに公務）との関連性を認定したものである。

原告は、「多くの先生がプライベートな時間を割くなどして、生徒や卒業生に指導していることが（公務として）認められた判決」と評価しているという（前掲新聞）。

発生してほしくない！ 教え子による教師殺人事件”が、稀にはあるが発生する。そのような際に、教師とその遺族にとっては、事後的に支えになりそうな判決例が、また追加されたと言えよう。

公立学校教員の公務災害の認定判断の範囲拡大という観点からは、地裁判決ではあるけれども、今後、好例として紹介されることが多くなるものと予想される。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●3月2日最新刊！ 好評発売中！ 新指導要領の趣旨を生かす学校評価の具体的な進め方を詳細解説！

新教育課程下で進める『学校評価の取り組み』 工藤文三【編】  
B5判・220頁・定価 2,520円

『スーパー教職大学院発進！』上越教育大学【編】A5判280頁・定価 2,520円